

4 就労や自立について

慢性疾病や難病、障がいのある方の就労支援についての情報です。

(1) 就労にむけた相談機関等

○公共職業安定所（ハローワーク）

……公共職業安定所では、障がい者や長期療養が必要な方への、職業の相談や紹介を行っています。

[利用時間] 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み)

[新居浜市、今治市のうち宮窪町四阪島]

●新居浜公共職業安定所（ハローワーク新居浜）

〒796-0025 新居浜市一宮町1-14-16

電話：0897-34-7100 FAX：0897-37-0590

[西条市]

●西条公共職業安定所（ハローワーク西条）

〒793-0030 西条市大町315-4

電話：0897-56-3015 FAX：0897-56-3001

[四国中央市]

●四国中央公共職業安定所（ハローワーク四国中央）

〒799-0405 四国中央市三島中央1-16-72

電話：0896-24-5770 FAX：0896-23-6639

○愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛work）

……15歳～44歳の方を対象に、就職活動のサポートをしています。

キャリアコンサルタントによる相談や各種セミナーを行っています。

状況に応じて、専門性の高い機関をご案内いたします。相談は予約制です。

〒790-0012 松山市湊町4丁目8-13

電話：089-913-8686 FAX：089-913-8685 E-mail：info@ai-work.jp

HP：https://www.ai-work.jp

[利用時間] 平日9：00～19：00、土曜10：00～18：00

(日曜日、祝日、年末年始休み)



○えひめ若者サポートステーション

……将来の自立に不安や悩みを抱えている若者や、その保護者の方を対象とした相談支援を始めとした若者の職業的自立に関する総合支援窓口です。相談員による個別相談や職業意識を高めるふれあいセミナー、ジョブトレーニングなどを通じて、若者を職業的自立へと導きます。

[支援対象] 15歳から49歳で仕事に就いておらず通学もしていない方及びその保護者等

〒790-8587 松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋 南館3階

電話：089-948-2832 FAX：089-941-5301

E-mail:sp-station@lagoon.ocn.ne.jp HP：http://www.i-esapo.jp

[利用時間] 月～土曜10:00～18:00（日曜日、祝日、年末年始お休み）



○東予若者サポートステーション

……将来の自立に不安や悩みを抱えている若者や、その保護者の方を対象とした相談支援を始めとした若者の職業的自立に関する総合支援窓口です。相談員による個別相談や職業意識を高めるふれあいセミナー、ジョブトレーニングなどを通じて、若者を職業的自立へと導きます。

[支援対象] 15歳から49歳で仕事に就いておらず通学もしていない方及びその保護者等

[利用時間] 10:00～18:00（土・日、祝日、年末年始休み）

〒790-0023 新居浜市繁本町8-65（新居浜市市民文化センター内）

電話：0897-32-2181 FAX：0897-32-2182

E-mail：toyo-sp@mxi.netwave.or.jp HP：http://www.i-tsapo.jp



○障害者就業・生活支援センター

……就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

就職に向けてのご相談、就職前の準備支援から、就職後の職場定着支援まで、個々の特性に応じた継続的な支援を行います。また、企業の方へ障害のある方の職場適応・定着支援などのサポートを行います。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/shougaisakoyou/3shugyoseikatushien.html>

<就業面での支援>

○ 就業に関する相談支援

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 就職活動の支援
- ・ 職場定着に向けた支援

○ 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○ 関係機関との連絡調整



＜生活面での支援＞

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

〔新居浜市、西条市〕

●障がい者就業・生活支援センターエール

〒792-0042 新居浜市本郷1丁目2-22

電話：0897-66-8800 FAX：0897-66-8801

HP：<https://shahuku-wakabakai.jp/pages/15/>

[利用時間] 月・火・木・金曜と第4土曜 8:30～17:15 (要予約)

水曜 8:30～18:30 (要予約) 土曜 (第4以外)、日、祝祭日：お休み



〔四国中央市〕

●障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA

〒799-0404 四国中央市三島宮川2丁目4-2

電話：0896-23-6558 FAX：0896-22-4558

HP：<https://choushin.net/job-uma/>



○愛媛障害者職業センター

……障害者職業カウンセラー等が、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターと密接に連携して、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している、または雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

〒790-0808 松山市若草町7-2

電話：089-921-1213 FAX：089-921-1214

[利用時間] 平日 8:45～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始お休み)

HP：<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/ehime/index.html>



○ポリテクセンター愛媛〔愛媛職業能力開発促進センター〕

……求職者の再就職を支援するための職業訓練、中小企業等で働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っています。

〒791-8044 松山市西垣生町2184

電話089-972-0329 (訓練課) FAX：089-972-0959

HP：<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>



(2) 就労系障害福祉サービスについて

障がい者の就労を支援する就労系障害福祉サービスがあります。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があり、目的や対象、雇用契約、工賃(賃金)の有無などがそれぞれ異なります。

| | 就労移行支援事業所 | 就労継続支援A型事業所 | 就労継続支援B型事業所 |
|-------|--|---|---|
| 内容 | 就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。 | 企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。 | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。 |
| 対象 | 一般企業への就労を希望する方 | 現時点で一般企業への就職が不安、あるいは困難な方 | |
| 雇用契約 | × | ○ | × |
| 賃金、工賃 | 原則× | ○ | ○ |
| 年齢制限 | 原則65歳未満 | | × |
| 利用期間 | 原則2年以内 | 規定なし | |

問い合わせ先：

お住まいの市町障害福祉主管課福祉事業所についての詳細は、えひめ障がい者就業・生活支援センターのホームページをご覧ください。

<http://e-shugyo.net/sfinfo/>

